

広報 心じ

〔毎月5日・25日発行〕

55.2.5

№.289

発行・富士市役所
富士市永田61-1
電話<0545>51-0123
編集・
企画調整部広報広聴課



火災発生・・・それ出動！



これくらいと 思う油断を火が狙う

春の火災予防運動 2月29日～3月13日

日本海側は大雪、しかし太平洋側にある富士市は、雨が少なく、空気が乾燥し、強い風が吹く火災の発生しやすい気象条件になっています。

今年も2月29日から3月13日まで、昭和55年春の火災予防運動が、全国いっせいにはじまります。

今年の重大目標は、幼児、老人、身体不自由者などを中心とした、焼死防止対策の徹底と、防火管理者をはじめとする従業員の防火教育の実施や、雑居ビル、デパート、ホテルの避難路の確保の指導など、防火管理体制の確立をはかります。

このため初日の2月29日に消防署、消防団合同による消防演習を行うほか、市内1万戸の住宅防火診断、移動タンク貯蔵所の立入り検査、自衛消防隊ポンプ操法競技会、山林など火災予防標柱の設置、地震時の避難についての講演会が行われます。

1日53万円が灰に

消防本部の調べによれば、昭和54年に発生した火災件数は、92件となり昨年とくらべ33件減りました。

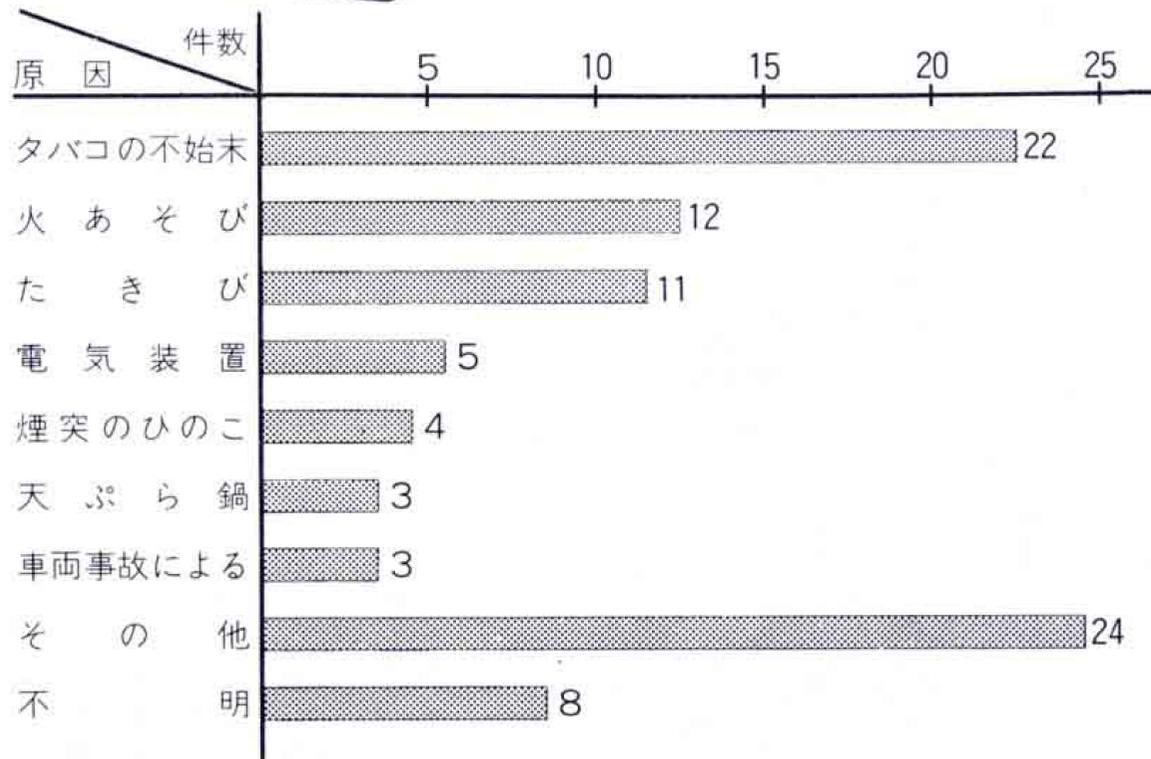
また損害額は、約1億9,400万円が

灰になっています。

これを1日当りに計算しますと、火災件数が約0.25件、損害額は約53万円にもものぼっています。



今年もタバコがトップ



出火の原因は、昨年と同じくタバコの不始末がトップで、子どもの火遊び、たきびという順序でした。

トップのタバコにいたっては、全国的にみると、昭和35年以来連続トップの座をしめています。

タバコを吸う人は、もう一度正しい喫煙管理の実行を心がけてください。

火災は、不注意によるものが多いのです。ちょっとした注意で十分防ぐことができます。



救急隊出動2,306回

消防署に緊急電話が入る。救急車の要請だ、救急隊はすぐに飛び出す。

昼夜を問わず活動する救急隊の1年間の救急活動状況がまとまりました。

昭和54年中に2,306回出動し2,183人を救急病院に運びました。

一番多かったのは急病で、1,011回出動しました。全体的には、昨年とくらべますと83回とわずかに増えています。

住みよいまちづくりにアドバイスを



市政モニター 消費生活モニターになってみませんか

市の行政は、住民みなさんの声を広く吸収し、反映させなければなりません。

市政モニター、消費生活モニター制度も市民の声を吸収する窓口のひとつです。

モニターの仕事は、建設的な意見や、要望を寄せていただき、行政にアドバイスしていただくものです。

日頃、市政に関心をもっている人の登場をお待ちしています。

市政モニターはこんなことをしています

市政を知っていただくために、まず公共施設見学をし意見交換をしながら勉強しました。

1年に4～5回開催していますモニター会議では、日常生活にかかわりの深い福祉や、子どもの教育、環境衛生などについて話し合いました。

このほか日頃気がついたことがあれば、そのつどモニター通信で寄せていただいています。

市政モニター応募要項

■応募資格

- ・昭和55年1月1日以前から市内に住んでいる満20歳以上の人。
- ・市政や地域開発などに深い関心を持ち、市の発展に熱意をもっている人。
- ・市の行政委員、公務員は応募できません。
- ・市政モニター経験者は原則として応募できません。但し、応募者の年齢、性別、職業、地域などを考慮して応募を認めることがあります。

■募集人員

各階層、地域から25人。

■募集期間

昭和55年2月15日から3月15日まで。

■委嘱期間

昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで。

■応募方法

ハガキに住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を記入し、富士市永田61-1 市企画調整部広報広聴課（☎51-0123 内線 528）へ申し込んでください。



消費生活モニターの1年

野菜や魚類の価格などの調査をするため、実際に商店で買物をする買い取り調査と、品目を決めて店頭で並んでいる商品を見て歩く見取り調査をしています。

毎年開かれている消費者展へ参加し、消費者組織をつくっていく役割の一担もはたしています。

また他市と交流会を行い勉強会も実施しています。

消費生活モニター応募要項

■応募資格

- ・市政や消費生活に深い関心を持ち、積極的に勉強してみたい人。
- ・市内に住んでいる家庭の主婦で、日常の買い物を直接行っている人。
- ・生活必需品の販売に関係していない人。

■募集人員

各地域、年代から60人。

■募集期間

昭和55年2月15日から3月15日まで。

■委嘱期間

昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで。

■応募方法

ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号、世帯主名、本人と世帯主の職業、家族構成を記入し、富士市永田61-1 市経済部商工課へ申し込んでください。

所得税、贈与税、事業税、住民税の申告を

期間は2月16日から3月15日まで

昭和54年分の所得税の確定申告、贈与税、住民税、事業税の申告をしていただく時期になりました。

受付は贈与税が2月1日から、所得税・住民税・事業税が2月16日から3月15日までです。

所得 税

- ◎確定申告をしなければならない人は
 - ・事業をしている人や不動産収入のある人、土地を売った人などで、昭和54年中の所得の合計額が、配偶者控除や扶養控除など所得控除の合計額より多い人。
 - ・サラリーマンで、給与の年収が1,000万円を超える人や2ヵ所以上から給与を受けている人。給与以外の所得が20万円を超える人。
- ※確定申告をしなくてもよいサラリーマンでも、雑損控除や医療費控除、住宅取得控除などが受けられる人は、確定申告をして税金の還付を受けることができます。この還付を受けるための申告は、2月16日前でも受付しています。
- ◎前年、確定申告をした人には、申告用紙や書きかたなどを税務署から送りますので、必ずその用紙を使って申告してください。今年、新たに確定申告をする人には、富士税務署に申告書の用紙などが用意してあります。
- ◎申告書の書きかたなどで判らない点がありましたら、お気軽に富士税務署へご相談ください。

贈 与 税

贈与税は、個人が財産をもらったときにかかる税金です。贈与税には60万円の基礎控除がありますので、昭和54年中にもらった財産の価額を合計しても60万円以下のときは、申告は要りませんが、60万円を超えるときは、贈与税の申告をしなければなりません。

- ・3月15日までに金額を一度に納められないときは延納を利用しましょう。
- ・納税に便利な振替納税を利用しましょう。

◎くわしいことは富士税務署へ ☎ 61-2160

市 県 民 税

市県民税の申告は、次のように出張受付を行います

期限後になりますと、加算税などがつきますので十分ご注意ください。

なお、確定申告をした人は住民税、事業税の申告をする必要はありません。

すので、お近くの窓口へお出かけください。

給与所得のある人は、勤務先から源泉徴収票をもらい添付してください。また国民健康保険、国民年金の領収書も忘れずにお持ちください。

出張受付日

<吉原地区>

・元吉原公民館	2月20日
・富士市農協吉原東支所	2月21日
・富士市農協須津支所	2月22日
・吉永農業協同組合	3月5日
・大淵公民館	2月25日～26日
・原田公民館	2月27日

<富士地区>

・富士南公民館	3月4日
・富士公民館	3月6日
・岩松農業協同組合	2月28日～29日
・田子浦公民館	3月3日～4日

<鷹岡地区>

・鷹岡商工会2階	3月5日～7日
----------	---------

※市役所市民税課では3月15日まで受付します。

※各会場とも時間は9:00～16:00まで行います。

(ただし土曜日の午後と日曜日は除きます)

無料税務相談所が開設されます

と ころ	と き
市役所2階ホール	3月3日～11日
富士公民館	3月4日～12日(5日、7日、10日を除く)
富士南公民館	3月3日～12日(7日、10日を除く)
鷹岡商工会	3月3日～11日
吉永公民館	3月5日～7日

※時間は9:00～16:00まで
 ※土、日曜日の相談は行いません。

・税金の相談は 国税局税務相談室富士分室へ

☎ 64-2330

暮らしのたより(市役所 ☎ 51-0113)

市民文芸の入賞者決まる

〔小説、評論〕

・市民文芸賞 星野 昭 ・努力賞 釘谷芳男 ・奨励賞 萩原由男、川口笑一

〔随筆〕

・市民文芸賞 釘谷芳男 ・努力賞 戸塚八重、岡本やゑ子 ・奨励賞 後藤美津子、佐野 稔

〔詩〕

・市民文芸賞 山下登紀子 ・努力賞 長島澄子、小沢悦子、山口美花 ・奨励賞 吉川篤子、久保田裕子、海野 優、鈴木照江、鈴木安代

〔短歌〕

・市民文芸賞 奥野 操 ・努力賞 後藤のぶゑ、長島澄子、金子清子、山下登紀子 ・奨励賞 木下文雄、後藤美津子、山田益男、望月百合子、大久根初恵

〔俳句〕

・市民文芸賞 井出大作 ・努力賞 山田益男、稲垣富子、伊東典子、渡辺忠昭 ・奨励賞 佐野 稔、川口すみ江、釘谷芳男、鈴木としゑ

〔川柳〕

・市民文芸賞 鈴木武雄 ・努力賞 杉田芳美、釘谷芳男 ・奨励賞 杉田光雄、中西直江、平谷三代智、渡辺ゆずの木

※表彰式は3月13日 18:30～吉原市民会館で行います。

音楽コンクール受賞者 招待演奏会

- ・とき 2月16日(土) 15:00～
- ・ところ 富士文化センターホール
- ・入場料 無料(整理券発行)
- ・出演者 ピアノ部門 迫 昭嘉 バイオリン部門 古沢 巖 チェロ部門 鈴木秀美
- ・整理券は、富士文化センター、吉原市民会館、市内有名楽器店にあります。
- ・問合せは 富士文化センター ☎61-6262

東名富士インター

上り線が通行止め

2月12日から2月27日まで

2月12日(火) 午前0時から2月27日(水) 午前0時まで、東名富士インター上り線が、西富士道路交差工事のため通行止になります。

富士インターから東京方面へ行かれる方は、沼津インターをご利用ください。

連絡先 日本道路公団富士管理事務所 ☎52-2505

いっせい防疫

月 日	午 前	午 後
2月13日(水)	宇東川一① 宇東川三② 宇東川本町③	三沢1 三沢3 三沢2 ⑥
14日(木)	吉原中島一② 吉原中島二② 宇東川二②	吹上③ 寺市場② 木の宮町①
15日(金)	富士見台1、2 富士見台2北南⑥ 富士見台6、7	富士見台3、4、5⑥
18日(月)	御殿② 市場① 田宿③	一の宮1、2、3⑤ 立小路①
19日(火)	水の上④ 西木の宮町②	吉原緑ヶ丘③ 上和田③
21日(木)	駿河台1 駿河台2⑥ 駿河台3 駿河台4	鍛冶町1、2、3⑤ 源太坂①
22日(金)	和田町一② 和田町二③ 栄町①	吉原仲町② 泉町① 大和町② 八代町①

※○数字は作業員の人数

1月に発行した「勤労ふじ」No.5の記事のなかで、静岡県最低賃金「1時間322円」とあるのは「1時間332円」の誤りです。訂正してお詫びします。 市商工課

2月の当直医

休日当直医は、富士医師会が急病患者のために定めたものです。

当直医院は急病のときだけ、ご利用ください。

・2月10日

外科 山崎医院 71-3315 厚原
" 米山病院 52-3060 吉原四
産婦人科 池田医院 21-2228 石坂

・2月11日

外科 竹沢医院 63-7373 宮島

" 快明堂医院 51-0301

中央町一

産婦人科 中央病院 61-8800

本市場

・2月17日

外科 中央病院 61-8800 本市場

" 渡辺病院 51-3751 錦町一

産婦人科 米山病院 52-3060

・2月24日

外科 藤井医院 61-7811 松岡

" 米山医院 52-0275 今泉一

産婦人科 北西医院 61-0119

本市場

休日・祭日・土曜日の午後、夜間の内科・小児科診療は、医療センター(長者町)で行います。☎52-3104

暮らしのたより(市役所) ☎51-0111(三)

自然をつくる

一色盆栽会

昭和48年8月に発足。
毎月第2木曜日、夜7時から一色の作業所に集合。

発足当時、13人の会員が現在もそのまま残っている。

メンバーは会社員、農業、自営とさまざまだが、同じ一色に住んでいるので、気心の知れた連中ばかり。

会としての大きな行事は、3月に

浜北方面へ盆栽の見学、10月16日のおひまちに盆栽を展示。

会長の秋山正信さん(66歳)は「盆栽を通じて会員同志の気持がうちとけ、人間関係がう

まくいっている」。指導者の佐野久雄さん(45歳)は「自分で作るよろこ



びがあり、自然そのものを作ることができる」と語ってくれました。



戸別訪問による寄付は

【こえ】 数日前ひとりの女性が、めぐまれない子ども達の救済基金に寄付をしてほしいと、といて家に来ました。

寄付をした近所の人々の名前が数多く書いてありましたので私もしましたが、本当に子ども達の救済基金として使われるのでしょうか。

(元吉原 一市民)

【こたえ】 全国各市で、市や福祉団体の名をかたるなどして、めぐまれない子ども達を救済するためといて寄付を集めてあるく、インチキ募金が後をたちません。

富士市でも最近このようないかがわしいインチキ行為による寄付集めが増えています。

市及び福祉団体は、戸別訪問による寄付は一切していませんので、だまされないよう十分注意してください。

(市社会課)

2月28日

国民年金保険料の納期です

国民年金保険料、4期分の納期限は2月28日です。国民年金保険料を、まだ納めていない人は、2月28日までに市内の金融機関に必ず納めてください。

納期限までに納めていないと、もし事故にあったとき、障害年金や母子年金がうけられないことがあります。

口座振替の手続きを

4月から国民年金保険料が、口座振替で納められます。

口座振替にすると、納めに行く時間や手数もかかりません。また、保険料を毎月積立てておくことができます。手続きは市内の各金融機関で行ってください。

表示登記の無料相談

- ・とき 2月19日(火) 10:00~16:00
- ・ところ 市庁舎2階 市民相談室
- ・内容 土地測量、分筆、建物の新築手続き等の無料相談。

沼津原団地の分譲住宅を譲ります

- ・団地の名称 沼津原団地(沼津市大塚字井関1170-2)
- ・募集戸数 3LDK 128戸(1戸約1,300万円)
4LDK 10戸(1戸約1,900万円)
- ・申込み受付場所及び日時
2月23日(土)、24日(日) 10:00~16:00まで沼津原団地内賃貸住宅集会所
2月25日(月)以後は、沼津市役所住宅営繕課
- ・問合せは
沼津市役所住宅営繕課 ☎0559(31)2500

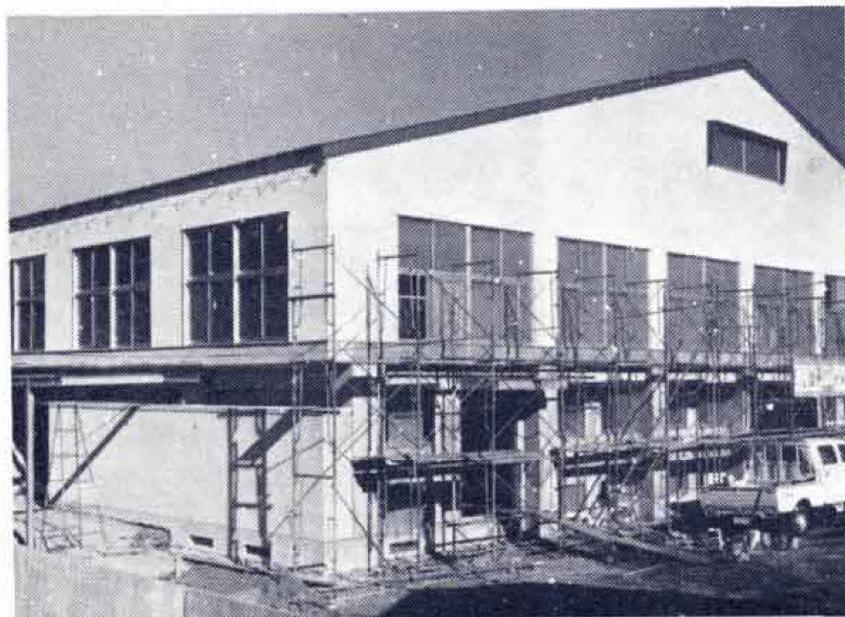


竹トンボやザルづくり

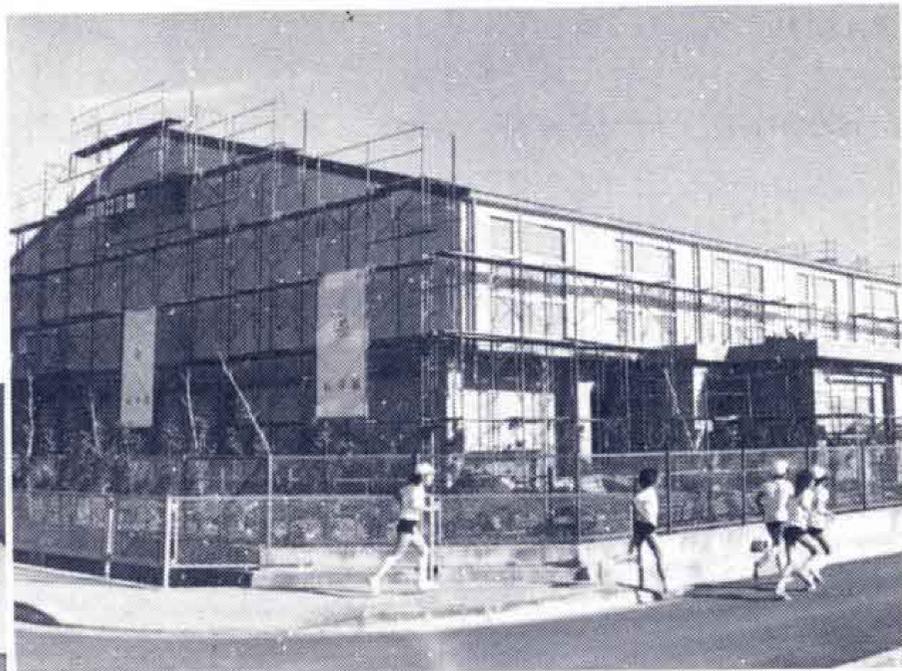
須津地区の文化祭

地区民あがての第7回須津地区文化祭が1月19、20日、公民館と須津小体育館の2会場で開かれました。

公民館では、竹細工青年学級の講師をつとめた飛奈政則さんの指導でチビっ子たちが、馴れない手つきで竹トンボやザルづくりを楽しんでいました。一方、体育館では、のど自慢や踊り、珍芸なども飛び出し、会場は拍手と笑いでいっぱいでした。



↑今泉小体育館



↑富士南小体育館

できたぞ！ ぼくらの体育館

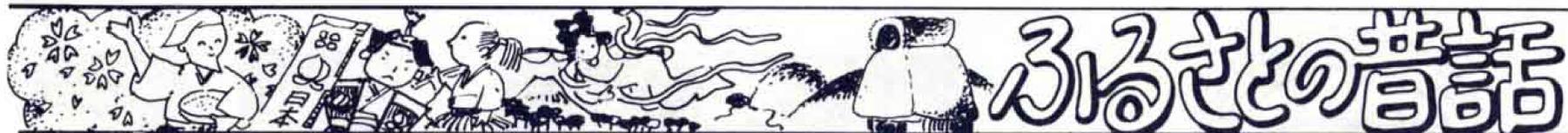
待ちに待った体育館が、このほど市立今泉小学校と同富士南小学校に完成しました。この体育館は、鉄骨コンクリート造りで、バレーボールコート2面がとれる広さです。

子どもたちは、「雨の日でも元気いっぱい運動できる」と大喜び。

消費生活モニターが食品調査

市の消費生活モニター36人が1月22、23日の2日間、市内261の食料品店から包装容器入りの豆腐、油あげ、納豆、こんにゃくの4種類9,467点を買って、食品の表示などについて調査しました。この結果、義務づけられている製造年月日のないものが全体の15%もあり、また油あげ、こんにゃくに賞味期間の表示のないものが見られました。





ふるさとの昔話

かりがね堤 の人柱



それは、寛文のころといえますから、今からおよそ300年ほど前のことでした。

よく晴れた秋のある日、じゅんれい姿の老夫婦が、あたりのけしきをながめながら籠下村（松岡村）の代官じん屋の前までやってきました。

そのとき、とつ然門の前にいた役人が老夫婦の前に立って「はなはだ申しにくい事だが、あなたに折入ったのみがある。実は……」と話しだしました。それは次のような話でした。

千人目の者を人柱に

「ごらんのように、この附近の田んぼは、ぜんぶ河原になっている。ここに堤防をきずくが、大雨のたびに流されてしまう。」

「ここのお代官は、この富士川の洪水をふせぎ、田んぼを守ろうとしてばく大なお金をかけており、すでに親子3代の歳月がたっている。

築いた堤防を守るには、神仏のたすけにたよるほかはない。

そこで、富士川を渡ってくる千人目の人を人柱に立てることに決めた。」

「実は、その千人目の人があなたです。どうか村人のために人柱になってほしい」と役人はたのみました。

それを聞かされたじゅんれい夫婦は、顔色が変わるほどおどろきました。

諸国をじゅんれい ふたたび代官じん屋へ

「よくわかりました。私たちには子どもも身寄りもありません。そのためこうして諸国の霊山霊場をさんぱいしているのです。もし私の命がみなさんのお役に立つならば、よろこんでお受けしましょう。」

「しかし、これから東国の霊場をまわらなければなりません。それが済んだら、かならずかえってきます。」とやさしくいいました。

それから3ヵ月後のある日、東国じゅんれいを済ませた老夫婦は、ふたたび松岡の代官じん屋にかえってきました。

おそらく帰ってこないだろうと思っていた役人たちはびっくりしました。

地底から21日間 かねの音が聞こえる

そして、あくる日、「では、くれぐれも妻をたのみます。」といいのこした男のじゅんれいは、かりがね堤の人柱になりました。

場所は堤防をなん度きずいても流されるかりがね堤のまがりかどです。

じゅんれいは、ひつぎの中に入るとき、「この穴の中からかねの音が聞こえている間は、私がまだ生きていると思ってください。ねんぶつ（泥仏）の声もかねの音も聞こえなくなったときが、私の死んだときです。」

ひつぎが静かに穴の中へおろされ役人も農民も、見物の旅人もこれを見守り、ねんぶつをとなえています。

お経の声はあたりにこだまして、富士川の川瀬にしみこんでいきます。

それから21日の間、地の底からかすかにかねの音が聞こえてきました。

今なお、人柱になったじゅんれいのたましいは、このかりがね堤にとどまって、この堤を守りつづけています。村人は、じゅんれいを神とあがめ、護所神社としてまつっています。



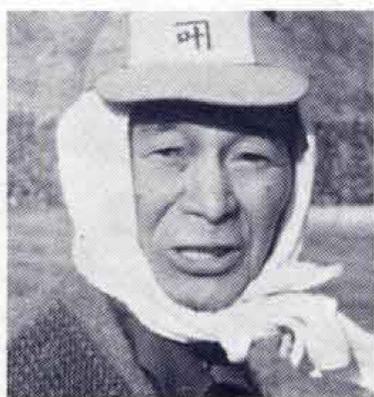
【人柱をまつってある護所神社】

ふるさとの昔話

私たちのふるさとは、昔から伝えられてきた「伝説やむかし話」が数多くあります。これらのむかし話を本紙に掲載して欲しいと、市民から強い要望がありましたので、今回の2月5日号から連載いたします。

なお、この伝説やむかし話は郷土史研究会々長鈴木富男先生の著書「富士市の伝説と昔話」から抜粋したものです。

今でも安心して…



中司熊吉さん (77歳)
(橋下区)

毎年7月16日に護所神社の祭典をやっているね。

わしらが子どものころは盛大にやったもんだが……。

かりがね堤ができる前は、富士川が富士市街の方まで流れていたということだね。

この堤防のおかげで、わしらはこうして百姓もできるし、大雨でも安心していられるよ。